

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	第3回独立行政法人国立大学 財務・経営センター債券	債券の総額	金5,000,000,000円
社 振 法 の 適 用	本債券は、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社振法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。	発行価額の 総 額	金4,999,500,000円
各 債 券 の 金 額	1,000万円	申 込 期 間	平成20年2月27日
発 行 価 格	額面100円につき金99円99銭	申 込 証 拠 金	額面100円につき金99円99銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利 率	年1.20%	払 込 期 日	平成20年3月7日
利 払 日	毎年3月20日及び9月20日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成25年3月19日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の 方法及び 期 限	1. 本債券の利息は、発行日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成20年9月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。 2. 発行日の翌日から平成20年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。		

償 還 の 方 法		1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成25年3月19日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
担 保		本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、センター法の定めるところにより、当センターの財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし (本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
	その他の条項	該当事項なし
取 得 格 付		格 付 機 関：株式会社格付投資情報センター 取 得 格 付：AA+ 取 得 年 月 日：平成20年2月27日
摘 要		1. 募集の受託会社 (1) センター法第16条第6項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三菱東京UFJ銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当センターと受託会社との間の平成20年2月27日付第3回独立行政法人国立大学財務・経営センター債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。 2. 期限の利益喪失事由 本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当センターが別記「利息支払の方法及び期限」欄第1項乃至第4項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。

摘 要	(2) 当センターが発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当センター以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当センターが行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 法令により、本債券の償還期日前に当センターが解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当センター又は当センターが解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 3. 公告の方法 当センター又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を当センターに通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。 4. 債券原簿の公示 当センターは、その東京連絡所に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 5. 発行要項及び委託契約の公示 発行要項及び委託契約の謄本は当センターの東京連絡所及び受託会社の本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 6. 発行要項の変更 (1) 当センターは、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当センターはその内容を公告する。ただし、当センターが受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、当センター又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社振法第86条第3項に定める書面を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
------------	---

摘 要	8. 募入方法 応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託」欄記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。 9. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。
-----	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	百万円 4,200	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金22.5銭とする。
	大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	200	
	日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目5番1号	200	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号	200	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	200	
	計		5,000	
債券発行事務の委託	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,999,500,000円	15,000,000円	4,984,500,000円

(2) 手取金の使途

センター法第13条第2号に定める施設費貸付事業のうち、国立大学の附属病院の医療設備の設置に必要な資金貸付の一部に充当します。